

**外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業**  
**地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業**  
**審査要領**

令和 7 年 2 月 1 4 日  
文部科学省総合教育政策局日本語教育課  
令和 8 年 1 月 2 2 日一部改正

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」における補助対象の選定や補助率・補助金額等の決定に当たっては、同事業企画評価会議（以下「企画評価会議」という。）において以下の定めに基づき行うこととする。また、企画評価会議委員（以下「委員」という。）の利害関係についても、以下のような運用を定める。

### 1 審査方法について

審査は、本事業の補助対象を選定するため企画評価会議において、書面審査及び合議審査により行う。応募者より提出された実施計画について、2に示す評価項目ごとに絶対評価にて採点を行う。実施計画に記載された事項を総合的に勘案し、国が支援をし、補助金を交付するにふさわしい取組であるかを審査する。

具体的には、事業の目的・目標及び成果、実施体制、事業内容（中期的な見通し、手順、効果的・効率的な手法、自立及びそれに伴う成果の継続等）、経費の妥当性等の観点から、3に示す採点基準に基づき、各委員が評価する。加えて、全委員の書面審査の評価点を平均化し、文部科学省が作成する審査原案をもとに企画評価会議で審議を行う。なお、事業の選定に際して各委員の評価結果を企画評価会議に共有する。

### 2 評価項目について

審査は、以下の項目について行う。評価の詳細は別紙「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 評価項目」（以下、別紙）参照のこと。

- (1) 事業の目的・目標及び成果について
- (2) 事業の実施体制
- (3) 事業内容
- (4) 経費の妥当性

なお、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」（以下、「生活 Can do」）を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供による日本語教育の質の維持向上を目的とした取組が含まれる計画に対して、(1)～(4)の項目について別途評価を行う。

### 3 評価基準について

別紙に基づいて10～0点で評価する。まず、全団体を8の観点で評価（100点満点：別紙「配点1」）し、「生活 Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供による日本語教育の質の維持向上を目的とした取組を含む団体については、さらに

5又は6の観点で評価（50点又は60点満点：別紙「配点2」）する。

とても優れている：10点	優れている：9点	やや優れている：7点
普通：5点	やや劣っている：3点	劣っている：1点
審査の対象となる審査項目として認められる内容がない：0点		

(補足事項)

- ・「やや劣っている」とは、該当する項目について、実施計画の改善が必要な場合をいう。
- ・「劣っている」とは、該当する項目が採否に影響を及ぼすほど著しく劣っている場合をいう。

#### 4 補助対象事業の選定について

書面審査、合議審査を経て企画評価会議が補助対象事業の選定を行う。また、応募の状況及び予算状況を鑑み、選定件数についても企画評価会議が決定する。

企画評価会議は、審査の上で「やや劣っている」項目について、実施計画の改善について審議を行う。また、「劣っている」「審査の対象となる審査項目として認められる内容がない」項目がある団体については、採否の審議を行う。

#### 5 予算配分について

補助対象事業に配分する予算は、全体予算額の範囲内で企画評価会議が以下のように決定する。

- ・応募団体が計画した補助対象経費額をもとに、企画評価会議において各応募事業の補助率を決定する。（「生活 Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供による日本語教育の質の維持向上を目的とした取組を含む事業については、補助率加算の審議を行い決定する。）
- ・補助対象事業として選定された事業のうち、上記において決定された補助率に基づいた補助対象経費額から企画評価会議において補助すべきでないとする金額を減じて、修正要望額を算出する。
- ・全体予算額に照らし、応募金額が上回る場合においても、修正要望額を算出する。
- ・上記の修正要望額をもとに、最終的な補助対象経費額及び補助金額の案を決定する。

#### 6 審査に当たる委員の遵守事項

##### (1) 利害関係者の排除

応募された事業内容と利害関係がある委員は、文部科学省にその旨を申し出ることとし、当該応募の審査に加わることはできない。

また、利害関係者の範囲に該当していなくとも、応募者との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合も審査から外れることとする。当該審査への参加の是非の判断は企画評価会議が判断するものとする。

##### (2) 利害関係の範囲

- ア 応募者の計画書内に、何らかの形で委員自身が参画する内容記載があった場合
- イ 委員が所属している法人等から応募があった場合
- ウ 委員が応募する団体等から謝金・給与の報酬を得ている場合（当該年度を含む過去5年度）
- エ 委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合  
（委員が、応募する団体において外部有識者として関与しているなど、中立・公正に審査を行うことが困難と認められる場合等）

(3) 秘密保持

委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び応募する団体の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはならない。また、委員として取得した情報（審査に用いる各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。

(4) その他

委員は、応募者から何らかの不公正な働きがけがあった場合は、必ず文部科学省にそのことを申し出なければならない。

附則（令和7年2月14日）

この審査要領は、本事業の事務が文化庁国語課より移管されたことより、文部科学省総合教育政策局日本語教育課に移管され運用するものである。

附則（令和8年1月22日）

この審査要領は、令和8年4月1日以降に交付を決定する応募分から適用するものである。

別紙

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業  
 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業  
 評価項目

- ・配点1の評価項目は、全団体を対象とする。
- ・配点2の評価項目は、事業内容に「生活 Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供による日本語教育の質の維持向上を目的とした取組が含まれている場合の団体を対象とする。

評価項目	配点1	配点2
(1) 事業の目的・目標及び成果について		
・本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか。	10	—
・実施体制や実施期間を踏まえ実現可能な事業規模・内容になっているか。	10	—
・事業実施による効果等について、現状を踏まえ適切に設定されているか。また、効果の検証方法が明確に示されているか。	10	—
・新たな取組の効果等についての評価・検証方法が明確に示されているか。	—	10
(2) 事業の実施体制		
・総合調整会議、総括コーディネーター、調査・基本方針策定コーディネーターを中心とする体制が生まれ、日本語教育事業の総合調整機能を果たす内容となっているか。	10	—
・域内の専門性の高い日本語教育機関等（日本語学校、大学、日本語教育団体等）との連携・協力又は日本語教師の雇用、活用等によって、専門性の高い日本語教育人材が有機的に活用される体制となっているか。	—	10
・都道府県、政令指定都市の域内の市区町村、関連団体等との連携・協力方法が明確に示されているか。	10	—
(3) 事業内容		
・複数年計画（3～5年）の実施内容が適切に策定されているか。 [以下の取組を含む場合は、自立に向けた具体的な支援内容や計画も併せて策定されているか。] ・募集案内6. 補助対象事業（2）地域の日本語教育水準の維持向上⑦地域日本語教育の実施のうち本事業の補助事業者が域内の	10	—

<p>市区町村等で行う「生活者としての外国人」に対する日本語教育に関する先導的事業</p> <p>・募集案内6. 補助対象事業(3) 都道府県等を通じた市区町村等が行う日本語教育への支援①市区町村が実施する日本語教育</p>		
<p>・地域の実情を踏まえた日本語教育につながる内容となっており、それを今後推進していく上で適切な手順が計画されているか。</p>	10	—
<p>・域内の日本語教育を推進するための効率的な手法が計画されているか。</p>	10	—
<p>・「地域における日本語教育の在り方について(報告)」(令和4年11月、文化審議会国語分科会)の内容を踏まえ、生活 Can do を活用した「日本語教育の参照枠」A1、A2、B1相当レベルの日本語教育プログラムを編成・試行する計画となっているか。</p>	—	10
<p>・地域の実情やニーズ等を踏まえた事業計画となっているか。</p>	—	10
<p>・計画期間終了後も地方公共団体独自で発展的な内容に取り組めるなど事業成果の継続が見込まれるか。</p>	10	—
<p>・域内への普及の手順等が計画されているか。</p>	—	10
(4) 経費の妥当性		
<p>・計画に対して妥当な経費が計上されているか。</p>	10	(10*)
<p>合計</p>	100	50 (60*)

\*間接補助事業者が、「生活 Can do」を用いた、「生活」に関する日本語教育プログラムの提供による日本語教育の質の維持向上を目的とした取組を行う場合のみ、(4)の観点进行评估する。